

台湾産パイナップル及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。<u>以下「規則」という。</u>）別表2の付表第11の台湾産のソロ種のパイナップル生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第11の台湾産のソロ種のパイナップル生果実並びに同付表第16の台湾産のアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第780号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1) ↳ [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>規則</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1) ↳ [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>植物防疫法施行規則</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>